

総論 5 若い読者へのアドバイス

1. 物の考え方について

電気通信事業会社の若手の社員あるいは学生の読者で、第 II 編以下の記述がなにかピンと来ないという場合は、およそ物の考え方についての経験が不足している場合があるので、以下を総論の中で補足しておきたい。

2. 事実と見解を区別する

法律学に限らずたいていの教科書は事実即して、これを紹介する形で記述される。ところで、そこで言う「事実」とは何だろう。例えば、かつての日本史の教科書には「鎌倉幕府の成立 1192 年」という記述があって「いい国作ろう源頼朝」などと覚えたものだが、最近の教科書には鎌倉幕府の成立を 1185 年と書くものもあるらしい。そもそも「鎌倉幕府が成立した」というのは「事実」と呼べるのか。仮に源頼朝が「本日から鎌倉幕府を始める」と宣言したのならその日をもって鎌倉幕府の成立とする安直な理解も可能だろうが、実際は、幕府の主要機関たる公文所、問注所が設置されたのが 1184 年、壇ノ浦の合戦で源平の戦いが終結し武家勢力の中で源氏の勢力が確定したのが 1185 年、頼朝が勅許を得て諸国に守護を配置したのも 1185 年、頼朝が征夷大將軍に任命されたのが 1192 年という具合で、このように分解された事実を踏まえた上で、「鎌倉幕府が成立した」と呼ぶ根拠を守護や地頭を諸国に配置して全国を支配する基盤を確立した点に求めるのなら 1185 年ということになるし、幕府とは將軍が政務を行う場所であるという性格を強調するなら 1192 年ということになる。要は、「〇〇年に鎌倉幕府が成立した」という記述は事実を適示しているように見えているものの、そこには細かく分解された基礎事実を元に、何をもって幕府が成立したと呼ぶのかについて論者の「見解」が込められているのである。

もっと言えば、そこで基礎事実と認識されていることも、さらにもっと細かい基礎事実に分界される。例えば 1185 年に守護配置の勅許を得たという事実が確認されたとしても、それを実行に移すのに全国の有力者に向かって 1185 年のうちに「そなたを守護に任ずる」という手続が一斉に行われたのかどうかはなほだ疑わしい。最初の一人は 1185 年に任命されたかもしれないが、これが全国に行き渡って頼朝の全国支配が確立したのは 1185 年よりももっと後かもしれない。その名称も初めは「守護」ではなくて「総追捕史（そうついでし）」というようなものだったかもしれないし、そうすると「1185 年に全国に守護と地頭が配置された」というのも「事実」と呼べるのか疑問で、これを分解して、既存の地方有力者の中から頼朝政権への協力者として守護に任じられる者がだんだん増えてくる様